

富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計技術協力業務委託  
公募型プロポーザル技術提案書等作成要領

### 1 本要領の位置付け

本要領は、令和 5 年度 [第 35 - Z1121 - 01 号] 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事の実施設計技術協力業務を委託するにあたり、「令和 5 年度 [第 35-Z1121-01 号] 富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル業務説明書」（以下、「説明書」という。）などの関係書類を基本としたうえで、資格審査書類、技術提案書、概算工事費見積書の作成方法を示すものである。

### 2 資格審査書類の作成方法

記載事項	内容に関する留意事項
(1)代表構成員の参加資格要件等調書 (様式第 2 号)	認定業種、建設業の許可および経営事項審査の欄は説明書 8 - 1 (2)ア①～③に示す許可を受けている業種等のみを記載すること。 ISO 認証取得状況の欄には技術資料提出期限日に有効な ISO9001 又は ISO14001 記載すること。
(2)代表構成員の配置予定技術者調書 (様式第 3 号)	各配置予定技術者の氏名、生年月日、所属会社名、雇用期間および保有資格は説明書 8 - 1 (2)ア④に示す要件のみ記載すること。

### 3 資格審査書類作成上の留意事項

提出書類は、説明書、本要領及び別添の様式に示された条件に適合しない又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、施工実績等を無効とし、失格とすることがある。

### 4 技術提案書の作成

資料 3 の富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領に記載されている技術提案評価項目(1)から(10)について、「4 技術提案評価」の内容に留意して技術提案書（様式第 6 号）を作成する。

各提案は、原則として、1 項目につき 1 提案とし、用紙は 1 枚とする。様式第 6 号の用紙サイズについては、A4 タテとするが、技術提案評価項目(3)から(7)については A3 ヨコとすることができる。

複数の提案により実現可能となるものについては、複数提案も可能とする。

### 5 技術提案書作成の留意事項

(1) 提案は、富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事实施設計技術協力業務委託特記仕様書（案）に記載の設計と条件を遵守した提案とする。

特に実施設計段階から施工段階を通じて、本施設に求められる品質を確保しつつ、工事費を抑え、適正な工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

- (2) 技術提案書は、それぞれの指定の用紙枚数、大きさの範囲内で記述すること。文字の大きさは10.5ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とし、文字間隔は標準とする。カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権が含まれる提案をする場合、別の者が富士山富士宮口五合目来訪者施設（仮称）建築工事（以下「本工事」という。）を請負い使用する場合は使用料及びその他利用条件を明示すること。
- (4) 技術提案書に記述した提案は、技術提案書の審査・プレゼンテーション・ヒアリング等を通じて採用される。応募者が施工予定者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計に反映させるために必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。

なお、技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

## 6 概算工事費見積書の作成

### (1) 概算工事費見積書(様式第7号)

様式第7号に記載の上、提出すること。

### (2) 概算工事費見積内訳書(様式第7号-2)

様式第7号-2に記載の上、提出すること。また、PDFデータ及びテキストデータ(MS-Excel形式)も併せて提出すること。

## 7 概算工事費見積書作成上の留意事項

- (1) 概算工事費見積書は提供された基本設計書等に基づき作成すること。
- (2) 基本設計図書等に表記されていない場合でも、対象工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、必要とされる内容を想定し、概算工事費見積書、概算工事費見積内訳書に反映すること。
- (3) 技術提案内容については、全て見積に反映させること。

## 8 その他留意事項

- (1) 技術提案については、審査を公平に行うため応募者が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は認めない。
- (2) 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。
- (3) 提出書類が、説明書、本要領及び別添の様式に示された条件に適合しない場合、記載漏れの場合又は記載内容の不整合若しくは誤りがある場合には無効とすることがある。
- (4) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調

整、罫線・段組等を編集し作成すること。

(5) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(6) 各様式は片面、サイズは日本産業規格による。